

『第8回特定外来生物等分類群専門家グループ会合に関する公開質問状』への回答

公益財団法人どうぶつ基金

理事長 佐上邦久 様

令和5年1月18日付でお送りいただいた標記の質問状について、以下のとおり回答いたします。

<質問1>

第8回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（哺乳類・鳥類）において出席者は下記（引用を参照）の発言をしています。また石田議員の（猫の射殺をすすめて、射殺の事実隠ぺいを環境省に促すような発言）に対して他の出席者は誰一人注意すらしていません。村上座長においては石田発言を肯定しています。石田委員及び村上座長の肯定的な発言について、環境省としての見解と感想を教えてください。また本発言を環境省として肯定的にとらえているか否かをお聞かせください。

<回答>

石田委員の発言については、外来生物の選定について意見交換する中での発言であり、前後の文脈から、狩猟鳥獣としてノネコを捕獲することが可能という意図での発言と解されます。環境省としては、生物多様性保全の観点から必要な場合は、ノネコについても防除等の対策を実施すべきという認識であり、発生源対策として適正飼養による管理も含め、地域の状況を踏まえた適切な対策を検討、実施していく必要があると考えています。

<質問2>

特定外来生物等分類群専門家グループは「希少種保護のために猫を殺したという実績を一つ作りこれを正当化したい。そしてこの実績を既成事実として全国展開したい」という極めて偏った考え方の委員だけで組織され、環境省の方向性や今後の方針が決められています。今後、会議には、幅広く他の分野の有識者や報道関係者、動物愛護団体など違った意見を持つ専門家を含めるべきだと思います。今後のメンバーの再編成について考えを教えてください。

<回答>

特定外来生物等分類群専門家グループ会合の委員については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物等の選定に係る学識経験者からの意見聴取要領の「第2 学識経験者の選定」に「生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の中から選定し」と記載されていることを踏まえ選定しており、今後も当該方針を踏まえ選定いたします。なお、上述のように特定外来生物等分類群専門家グループは、特定外来生物の選定に係る意見を聴取する目的で開催されており、環境省の防除等の方針等を決定するものではありません。

<質問3>

同会合において 下記の発言（引用）について、【立田外来生物対策室長補佐】 「それは、あります。」というのは具体的にどの地域を想定していたのかを教えてください。

以下引用

【石田委員】 質問したいのですけれども、日本全国で、例えば環境省の認識で、本当にノネコの問題がまずいと思っていらっしゃるところはあるのですか。

【立田外来生物対策室長補佐】 それは、あります。

引用ここまで

<回答>

当時の担当官が具体的にどこを想定して発言したか定かではありませんが、当該会合の議事録の議論を踏まえると、南西諸島、小笠原諸島を想定していたものと思われます。

<質問4>

同会合における石田委員の質問「奄美では、1回とったので、殺処分しようとしたら、本省からストップがかかった」（引用参照）について事実関係を明確に教えてください。

<回答>

ご指摘の石田委員の発言内容について、その時期や状況等が定かではなく、事実関係の確認には至りませんでした。